

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

7 月分

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|---------------------------------|---------------------------------|--------------|-----------|-------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 令和4年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能設定等業務委託 | 情報処理－ 情報処理 | NECフィールディング株式会社 西日本営業本部 関西第一営業部 | ¥5,566,000 | 令和4年7月19日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | G4 | — |
| 2 | 令和4年度 水道事業における官民連携手法検討支援業務委託 | その他代行－ 各種施策 研究・調査 | EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 | ¥31,247,700 | 令和4年7月8日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | G5 | — |
| 3 | 柴島浄水場上系配水池改良に伴う既設配水情報システム改造業務委託 | 機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備 | 三菱電機株式会社 関西支社 | ¥6,490,000 | 令和4年7月29日 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 | G4 | — |

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能設定等業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、局職員が使用するPCでファイル共有やメール、インターネット閲覧等の機能を提供する大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）において、テレワーク環境を提供するために必要なソフトウェアのライセンス（1年間）の延長及び構築した外部リモート接続機能の継続使用に必要な設定を行うものです。

統合基盤等につきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたシステムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、統合基盤等の構成及び設定状況等を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはNECフィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部ICT推進課（電話番号06-6616-5411）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 水道事業における官民連携手法検討支援業務委託

2 契約の相手方

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、令和4年1月に公表した「PFI管路更新事業の総括及び今後の基本的方向性について」（以下「基本的方向性」という。）を基に、管路更新事業における新たな官民連携プランの詳細な制度設計及び公募手続きを円滑に実施していくために、実施方針等の作成、入札説明書等の作成、財務シミュレーションの確認及びVFMの算定等について、高度な専門知識や豊富な実績と経験を有する民間事業者から、具体的で適切な支援や助言等を受けることを目的としています。

そのため、基本的方向性等の内容に対する理解度、水道局と綿密に連絡調整を行いながら確実に遂行できる業務体制の構築、創意工夫のある企画提案力等を、総合的に評価したうえで、事業者を決定することが必要不可欠です。

つきましては、専門的な知識や経験、企画力や業務体制等の総合的なノウハウを有する民間事業者に企画提案を求め、当該提案に基づいて仕様を作成することが、業務の質的向上と予定価格の範囲内で最大の効果を得ることができる最善の手法であることから、競争入札は適しません。

よって、提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとしました。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部連携推進課（電話番号06-6616-5412）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場上系配水池改良に伴う既設配水情報システム改造業務委託

2 契約の相手方

三菱電機株式会社

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場上系配水池改良に伴い、水道局庁舎、柴島浄水場の既設配水情報システムのソフトウェア改造を行うものです。

当該設備は、三菱電機株式会社が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されたものであり、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、同者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、三菱電機株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）